平成２３年（再ロ）第１０１０４号

千葉県市川市平田３－５－２－124

再生債務者　阿部　裕司

1　決定年月日時　平成23年10月13日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成23年11月10日まで

4　一般異議申述期間　平成23年11月24日から平成23年12月15日まで

東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再ロ）第２号

香川県観音寺市柞田町乙40番地１　ＷＥＬＬ101号

再生債務者　山口小百合

1　決定年月日時　平成23年10月13日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成23年11月10日まで

4　一般異議申述期間　平成23年11月24日から平成23年12月８日まで

高松地方裁判所観音寺支部

平成２３年（再ロ）第３号

広島県尾道市西藤町2926番地

再生債務者　土生　宜弘

1　決定年月日時　平成23年10月14日午後２時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成23年11月11日まで

4　一般異議申述期間　平成23年11月18日から平成23年12月２日まで

広島地方裁判所尾道支部

平成２３年（再ロ）第４号

熊本県熊本市新屋敷３丁目５番16号

再生債務者　早川　文乃

1　決定年月日時　平成23年10月14日午前10時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成23年11月11日まで

4　一般異議申述期間　平成23年11月25日から平成23年12月２日まで

熊本地方裁判所民事第１部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２２年（再ロ）第１０１５０号

神奈川県横浜市港北区篠原町974－１－Ｄ－207

再生債務者　金子　知義

1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年10月５日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成23年10月27日まで

平成23年10月13日

東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再ロ）第６２号

大阪府東大阪市友井２丁目21番26号

再生債務者　松村　正美

1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年10月11日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成23年11月11日まで

平成23年10月14日

大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（再ロ）第９号

高知市新田町７番22号　スピナッチハウスＢ棟102号

再生債務者　筒井　直子

1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年９月15日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成23年11月11日まで

平成23年10月14日

高知地方裁判所民事部個人再生係

平成２３年（再ロ）第２号

宮崎市大工２丁目147番地１　サーパス大工町405号

再生債務者　淵上　良一

1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年10月３日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成23年11月11日まで

平成23年10月14日

宮崎地方裁判所民事部個人再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２３年（再ロ）第２号

長野県北佐久郡軽井沢町大字軽井沢623番地

再生債務者　大島　長寿

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成23年10月７日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年10月12日

長野地方裁判所佐久支部再生係

平成２３年（再ロ）第５０号

大阪市浪速区元町２丁目６番８－401号

再生債務者　森　　陽子

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成23年10月11日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年10月14日

大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（再ロ）第１号

大分県玖珠郡玖珠町大字森962番地

再生債務者　溝部　　尚

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成23年10月12日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年10月14日　大分地方裁判所日田支部

平成２３年（再ロ）第１２号

神奈川県鎌倉市台３丁目１番10―307号

再生債務者　原　　篤司

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成23年10月13日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年10月14日

横浜地方裁判所第３民事部

給与所得者等再生による再生手続廃止

平成２３年（再ロ）第５号

山形県上山市宮脇658番地　4002号

再生債務者　菊地　誠司

1　主文　本件再生手続を廃止する。

2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法192条１項に定める事由がある。

平成23年10月14日　　山形地方裁判所民事部

会社公告

会社公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

両社の臨時株主総会の承認決議は平成二十三年十一月五日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十三年九月二十九日

掲載貸頁（号外第二二〇号）一一三頁

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十三年九月二十九日

掲載貸頁（号外第二二〇号）一一三頁

平成二十三年十月二十四日

埼玉県入間郡三芳町竹間沢東一四番地一〇

（甲）アクトサービス株式会社

代表取締役　山　真

埼玉県入間郡三芳町竹間沢東一四番地一〇

（乙）株式会社松栢

代表取締役　中江　國雄

会社公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十三年十一月二十五日ですあり、甲は会社法第七九六条第三項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。

また、甲は平成二十三年十月十一日をもって夢屋プロパティ有限会社から夢屋プロパティ株式会社に商号変更しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十三年十月十七日

掲載貸頁（号外第二三三号）九十三頁

（乙）確定した最終事業年度はありません。

平成二十三年十月二十四日

愛知県豊橋市駅前大通一丁目一三五番地

（甲）夢屋プロパティ株式会社

代表取締役　加藤　英則

岐阜県高山市下岡本町三〇八一番地一

（乙）株式会社ニューハンズ

代表取締役　加藤　英則